

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きる翌日が休日には、その日より告示する)

## 鳥取県告示第百四十七号

### 告示

#### 目次

- ◇告示 町等の区域の変更(二件) (市町村振興課)  
字の区域の変更(二件)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(経営流通課)
- 種畜証明書の交付(畜産課)
- 家畜のブルセラ病検査等の実施(畜産課)
- 牛のブルセラ病検査等の実施(畜産課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 土地地区画整理法による換地処分(二件) (都市計画課)  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活企画課)
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

この町及び字の区域の変更は、土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百三十四条後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市地区画整理事業(第二十二工区)の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。  
規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域 (平成八年十一月十五日現在の地番による。)
若葉台北四丁目	若葉台北四丁目の全域
生山字芋谷	生山字芋谷五三五の二、五三五の三、五三六の一、五三六の二、五三七の四 生山字水堤五四九の三、五五〇の三
生山字水堤	生山字水堤五四九の二、五五〇の三 生山字芋谷五五九の一、五五九の一〇、五五九の一三、五六一の一、 五六一の一四、五六一の一五

**鳥取県告示第百四十八号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二百三十一条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業（第二十五工区）の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成八年十一月十五日現在の地番による。）
若葉台北六丁目	若葉台北六丁目の全域 紙子谷字門所谷二〇の一の一部、二〇の一二の一部、二〇の一三 及びこれらと一体をなす国有地
紙子谷字門上谷	紙子谷字門上谷一二四の二の一部、一二四の三の一部、一二八の三 の一部、一二八の四の一部、一二八の二五の一部、一二九の三三、 一二九の三八、一二九の三九の一部、一二九の四二の一部、一二九 の四四、一二九の四七
紙子谷字門所谷	紙子谷字門所谷のうち二〇の一の一部、二〇の一二の一部、二〇 の一三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

**鳥取県告示第百四十九号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日南町が行う土地改良事業に係る日南（田曾團地）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成八年八月一日現在の地番による。）
霞字炭ヶ塙	霞字炭ヶ塙のうち一二三一の六五、二三三一の六六以外の区域
霞字田曾	霞字炭ヶ塙二三三の六六
霞字田曾新田	霞字田曾の全域
霞字牛ノ尾	霞字炭ヶ塙二三三の六五 霞字田曾新田の全域 霞字牛ノ尾五〇一の一二五から五〇一の一二八まで

**鳥取県告示第百五十号**

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年

法律第百九号) 第二条第一項の規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

**鳥取県告示第百五十一号**  
ブルセラ病検査、結核病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢  
検査、腐<sup>モ</sup>蛆病検査及びマイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予  
防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定に基づき、その対象となる  
家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

### 鳥取県告示第百五十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を  
次のとおり交付したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
協同組合丸合	丸合両三柳店	米子市両三柳四五三〇一三ほか

#### 一 実施の目的

家畜のブルセラ病、結核病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、ひな白痢、腐<sup>モ</sup>蛆病  
及びマイコプラズマ病の発生を予防するため

#### 二 実施する区域

県下全域

#### 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

##### 1 ブルセラ病検査

(一) 掐乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び、これと同一施設内で

飼育している牛で、生後九十日を経過したもの(鳥取市、倉吉市、福部村、郡家町、

八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、関金町、北条  
町、赤崎町、名和町、中山町、日南町、日野町又は江府町の区域において飼育してい  
るものに限る。)

(二) 掐乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

(米子市、境港市、国府町、岩美町、船岡町、河原町、青谷町、東郷町、三朝町、大栄町、

東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町又は溝口町の区域におい  
て飼育しているものに限る。)

(三) 家畜伝染病予防法第五条第一項本文の証明書を要する牛

(四) (一)から(三)までに掲げる牛以外の牛で平成九年四月一日以後に放牧しようとす

- (一) 1に掲げる牛

(二) 平成九年四月一日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 結核病検査

3 馬伝染性貧血検査

4 ニューカッスル病検査

5 ひな白痢検査

6 腐蝨<sup>モエ</sup>病検査

7 マイコプラズマ病検査

8 臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第三十一条第一項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的  
牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するため

二 実施する区域  
県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲  
種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの

四 実施の期日  
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

2 結核病検査

3 マイコプラズマ病検査

4 寒天ゲル内沈降反応

5 ツベルクリン検査皮内反応

6 ひな白痢検査

7 ブルセラ病検査

8 結核病検査

9 ツベルクリン検査皮内反応

## 鳥取県告示第百五十四号

船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業上野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とのおり縦覧に供する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間  
平成九年三月十二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
船岡町役場

- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。  
翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百五十五号

江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業佐川地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とのおり縦覧に供する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る日南（田曾団地）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一起業者の名称

青谷町

## 事業の種類

農村公園・活性化施設建設事業

## 起業地

1 収用の部分 気高郡青谷町大字田原谷字谷奥及び大字鳴滝字上菰池地内

2 使用の部分 なし

## 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡青谷町大字青谷六六七

青谷町役場

## 鳥取県告示第百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、気高町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次とおり公衆の縦覧に供する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

気高都市計画下水道

## 二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目一三一〇

## 鳥取県告示第百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十五工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月二十九日 鳥取県指令米土維十第十五号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市新開二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福井県福井市順化二丁目二六一―三

株式会社サンキュー高島屋

代表取締役 柴田 清一郎

**鳥取県告示第六百六十一号**

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 吻 次

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社山陰合同銀行 鳥取北出張所	名 称	株式会社山陰合同銀行 鳥取北支店	株式会社山陰合同銀行 鳥取北出張所	平成九年三月十日

**公安委員会告示第十五号**

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年三月十一日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 菲

申 請 者 の氏名	氏 名 又 は 名 称	アイジーティージャパン株式会社
法人にあってはその代表者	所	東京都港区愛宕一丁目3-4

遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	檢 定 番 号	有 效 期 間
回胴式 遊技機	規則第6条第2号 該当機	ホットペッパー	アイジーティージャパン株式会社	640293	平成9年3月11日 から3年間

## 鳥取県取扱

平成9年3月11日曜火曜

申 請 者 の氏名	氏名又は名称 株式会社バイオニア 住所 所 大阪府東大阪市川俣一丁目15-31		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ベジタンV	株式会社バイオニア
			640301
			平成9年3月11日から3年間
有効期間	検定番号	検定期間	有効期間

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年3月11日

鳥取県公安委員会委員長 牧野晋

1 講習の種別及び受講対象者

- (1) 初心者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。
- (2) 経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

2 開催の日時及び場所

種別/区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成9年4月25日午後4時00分まで	米子市糺町一丁目160 西部総合事務所 第12会議室	八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成9年4月9日午後1時30分から 午後4時30分まで	糺町一丁目160 西部総合事務所 講堂	八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成9年4月21日午後1時30分から 午後4時30分まで	糺町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間  
ア 初心者講習 4時間30分  
イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目  
ア 獣銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査  
初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続  
所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

ア 初心者講習	6,000円
イ 経験者講習	2,400円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には  
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成9年度（平成9年4月から平成10年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成9年3月21日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

### 鳥取県公報購読申込書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□ - □□

申込者  
住 所  
氏 名

印

〔団体にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	